

♪ つたえる 予防 ひるば

えっ！まだつけていない？ 住宅用火災警報器の設置は義務です！！



令和4年6月1日時点での住宅用火災警報器の設置状況調査の結果が総務省消防庁から発表されました。

【郡山地方広域消防組合管内】	設置率 77.5%	条例適合率 54.4%
【福島県】	設置率 79.2%	条例適合率 58.0%
【全国平均】	設置率 84.0%	条例適合率 67.4%

本調査は、消防庁が示した無作為抽出による一定数の訪問調査を原則とし実施するため、前回の数値を下回ることがあります。

設置率…設置が義務付けられている住宅の部分のうち、1個以上設置されている世帯の調査した全世帯に占める割合のこと。
条例適合率…設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の調査した全世帯に占める割合のこと。



設置義務化から10年以上経過したけれど、まだ2割の方が設置していないんだね。

※住宅用火災警報器の設置が
義務付けられている住宅の部分はこちら



つけててよかった！奏功事例！！

毎年、郡山消防本部管内においても住宅用火災警報器の奏功事例が報告されています。

事例1：ガスコンロでカレーを温めて、その場を離れ居眠りをしてしまった。煙が充満し住宅用火災警報器が鳴動したことで気がつき、火災に至らなかった。

事例2：ガラス製灰皿内のたばこの吸い殻がくすぶり発煙、住宅用火災警報器の鳴動に気づいた付近住民が駆け付けたことにより火災には至らなかった。

大切な家族やご自身の命を守るために
住宅用火災警報器を設置しましょう！！

いまさら聞けない、 住宅用火災警報器Q & A

Q.いつから義務設置なの？

A.平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務付けられています。

Q.どこで買えるの？

A.お近くのホームセンターや家電量販店で購入できます。

Q.設置すれば点検や交換は必要なの？

A.電池切れや電子部品の劣化の恐れがあるため設置から10年が交換の目安とされています。定期的な点検(点検ボタンを押す、点検用の紐を引く)を実施し、異常がないか確認しましょう。

郡山地方広域消防組合では、住宅用火災警報器の設置率の向上による火災の早期発見と死傷者抑止を図るため、令和4年7月から住宅用火災警報器の取付け支援(住警器設置「孫の手作戦」)を始めました。

詳細は裏表紙へ ➡